

(2) 相続時精算課税

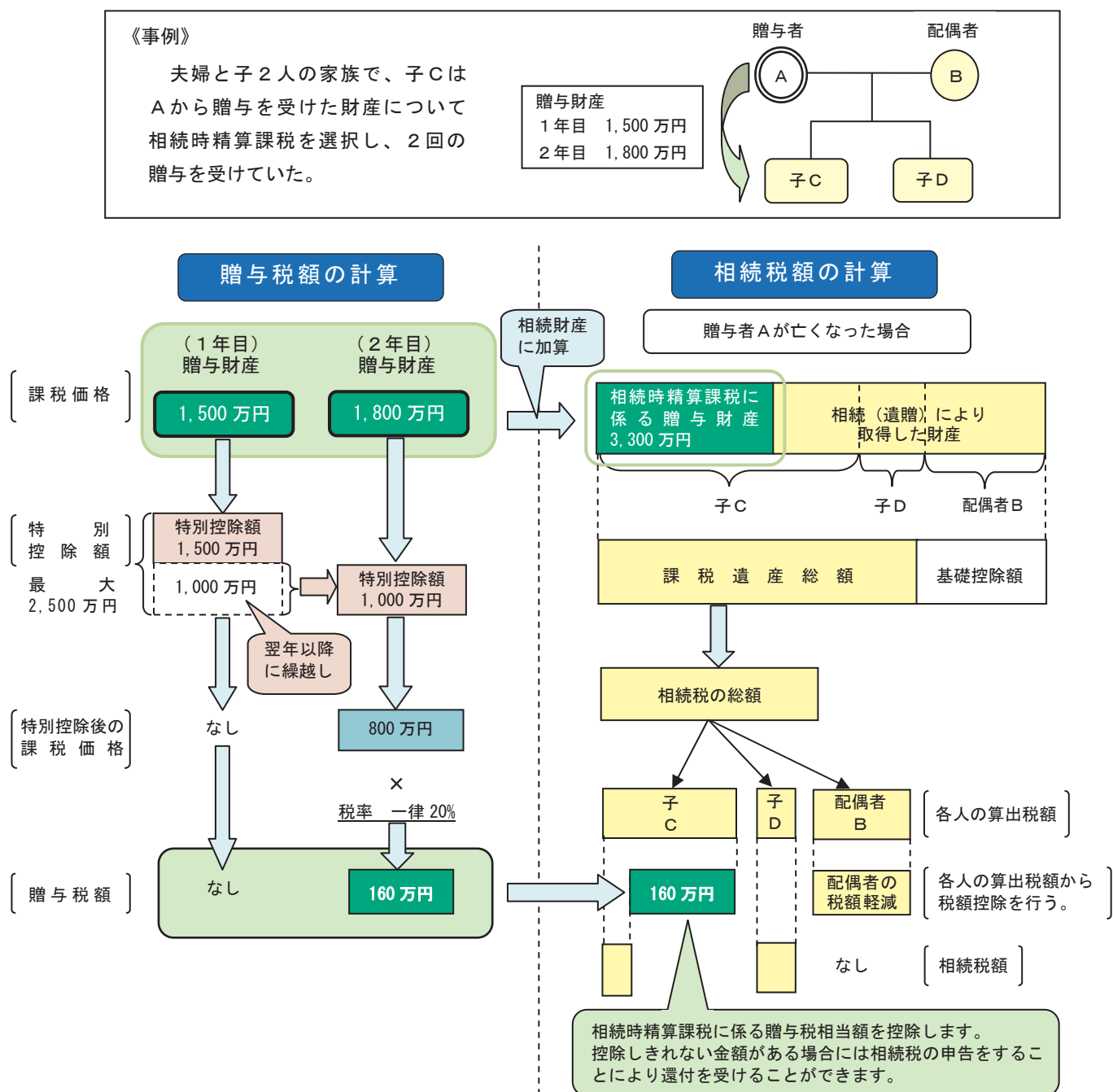
イ 概要

特定の贈与者から贈与を受けた財産について暦年課税に代えて相続時精算課税を選択した場合には、その贈与者から1年間に贈与を受けた財産（以下「相続時精算課税適用財産」といいます。）の価額の合計額を基に贈与税額を計算し、将来その贈与者が亡くなった時にその相続時精算課税適用財産の価額（贈与時の時価）と相続又は遺贈を受けた財産の価額（相続時の時価）の合計額を基に計算した相続税額から、既に納付した相続時精算課税適用財産に係る贈与税相当額を控除した金額をもって納付すべき相続税額とする方式です（その控除により控除しきれない金額がある場合には、相続税の申告をすることにより還付を受けることができます。）。

相続時精算課税を選択した場合には、その選択に係る贈与者から贈与を受けた財産の価額が110万円以下であっても贈与税の申告をする必要があります。また、申告に際しては次の点に注意してください。

- ① この方式は、贈与者ごとに選択することができます。
- ② この方式を選択した場合には、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降全て相続時精算課税が適用され、暦年課税への変更はできません。

ロ 相続時精算課税のしくみ



ハ 適用要件

(イ) 適用対象者等

贈与者	贈与をした年の1月1日において60歳以上の人（父母や祖父母など）であること。
受贈者	贈与を受けた年の1月1日において18歳以上（令和4年3月31日以前の贈与については、20歳以上）で、かつ、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫であること。

- (注) 1 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合には、贈与者が贈与をした年の1月1日において60歳未満の人であっても相続時精算課税の適用を受けることができます（58ページ参照）。
- 2 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」又は「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合には、受贈者が上記以外の人（贈与を受けた年の1月1日において18歳^(注)以上の人に限ります。）であっても相続時精算課税の適用を受けることができます。これら制度の概要について、詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご覧ください。
- (注) 「18歳」とあるのは、令和4年3月31日以前の贈与については「20歳」となります。
- 3 その贈与者の養子となるなどの事由により、贈与を受けた年の途中でその贈与者の推定相続人となった場合には、推定相続人となった時より前にその贈与者から贈与を受けた財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。
- 4 その贈与者の子（養親）の養子となったことにより、贈与を受けた年の途中でその贈与者の孫となった場合には、孫となった時より前にその贈与者から贈与を受けた財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。

(ロ) 適用手続

相続時精算課税の適用を受けようとする人は、**贈与税の申告書の提出期間内**（2ページ参照）に「**相続時精算課税選択届出書**」（34ページ参照）を「**申告書第一表（兼贈与税の額の計算明細書）**」、「**申告書第二表（相続時精算課税の計算明細書）**」及び「**添付書類**」（35ページ参照）とともに受贈者の住所地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、**贈与税の申告書の提出期間内に上記の申告書、届出書及び添付書類の提出がないときは、暦年課税が適用されます**（(注)1の場合に該当する人を除きます。）。

- (注) 1 上記の届出書は、その届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、令和3年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている場合には、再度提出する必要はありません（35ページの「添付書類」に掲げる書類も同様です。）。
- 2 令和3年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている人であっても、その適用に係る贈与者以外の人から贈与を受けた財産について、相続時精算課税の適用を受けようとする場合は、贈与税の申告書の提出期間内に、新たに届出書等を提出する必要があります。
- 3 上記の手続は、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」（58ページ参照）、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例措置の適用を受ける場合の相続時精算課税適用者の特例」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】参照）又は「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の適用を受ける場合の相続時精算課税適用者の特例」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】参照）の適用を受ける場合にも必要となります。
- 4 相続時精算課税の適用を受けようとしていた人が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡した場合や、財産の贈与を受けた年にその贈与に係る贈与者が死亡した場合などは、この「贈与税の申告のしかた」の説明と異なる点がありますので、詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご覧ください。

二 計算方法

相続時精算課税を選択した贈与者ごとに、1年間に贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額の合計額（課税価格）から**相続時精算課税の特別控除額**を控除した残額に20%の税率を乗じて贈与税額を計算します。

相続時精算課税の特別控除額とは、次の1又は2に掲げる金額のうちいずれか低い金額をいいます。

- 2,500万円（前年までにこの相続時精算課税の特別控除額を使用した場合には、2,500万円から既に使用した額を控除した残額）
- 相続時精算課税を選択した贈与者ごとの贈与税の課税価格

- (注) 1 **相続時精算課税の特別控除額は、控除を受ける金額など一定の事項を記載した贈与税の申告書を申告書の提出期間内に提出した場合に限り控除することができます。**
- 2 控除しきれなかった特別控除額については、翌年以降に繰り越されます。